

平成 20 年度税制改正の主な内容

- ◎ 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産）に下記のものが増加されました。

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
構築物	農林業用のもの	主としてコンクリート造り、れんが造り、石造り又はブロック造りのもの	
		果樹棚またはホップ棚	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		土管を主としたもの	10
		その他のもの	8
	金属造のもの（前掲のものを除く。）	露天式立体駐車設備	15
器具及び備品	11 前掲のもの以外のもの	きのご栽培用ほだ木	3
		無人駐車管理装置	5

- ◎ 別表第二（機械及び装置）が大幅に改められました。

資産区分が390区分から55区分となり、法定耐用年数が見直されました。

「機械及び装置の耐用年数表における新旧資産区分の対応関係表」をご確認ください。

- ◎ 別表第五（汚水処理用減価償却資産）と第六（ばい煙処理用減価償却資産）は統合され、別表第五（公害防止用減価償却資産）となり、耐用年数は構築物が18年、機械及び装置が5年となりました。

- ◎ 別表第七（農林業用減価償却資産）は第一及び第二に統合整理され削除、別表第八（開発研究用減価償却資産）が別表第六となりました。

固定資産税（償却資産）の評価について

決算期等にかかわらず、既存の資産を含めて、平成21年度の固定資産税（償却資産）から改正後の耐用年数を適用します。

※ 資産の原始取得時にさかのぼって、改正後の耐用年数を用いて再評価を行うものではありません。

【計算例】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 耐用年数が8年から5年に改正された資産の場合

平成19年5月取得（耐用年数8年）3,000,000円



平成20年1月申告：耐用年数8年で申告

平成20年度評価額：3,000,000円 × (1 - 0.250 × 1/2) = 2,625,000円



H20.4.30 耐用年数が5年に改正



平成21年1月申告：耐用年数5年で申告

平成21年度評価額：2,625,000円 × (1 - 0.369) = 1,656,375円

改正前の耐用年数8年の減価率（0.250）を適用し、半年相当の減価残存率を乗じる

耐用年数5年の減価率（0.369）を適用し、1年相当の減価残存率を平成20年の評価額に乗じる

※平成20年以降に取得した資産については、改正後の耐用年数を用いて計算します。